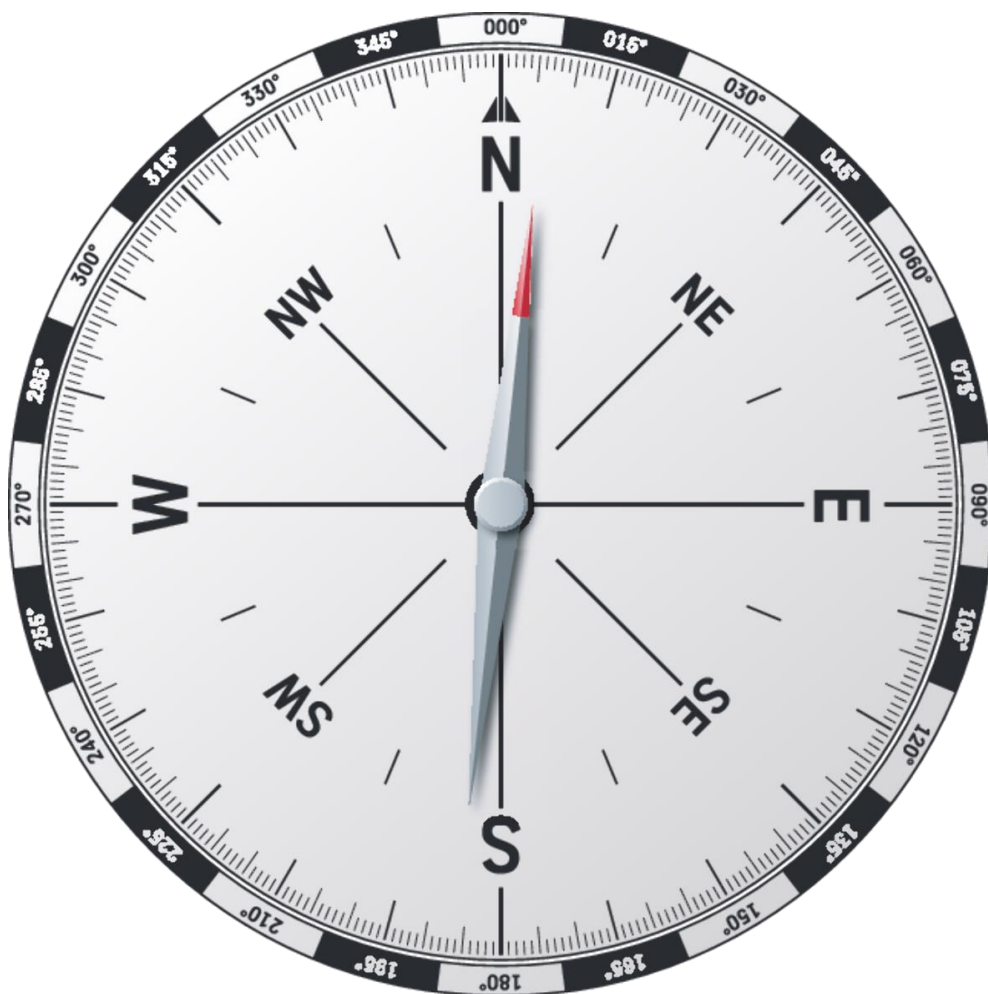


Deloitte.

デロイトトーマツ



Brexit 移行期間後の EU から英国への輸入手続きについて

間接税サービス

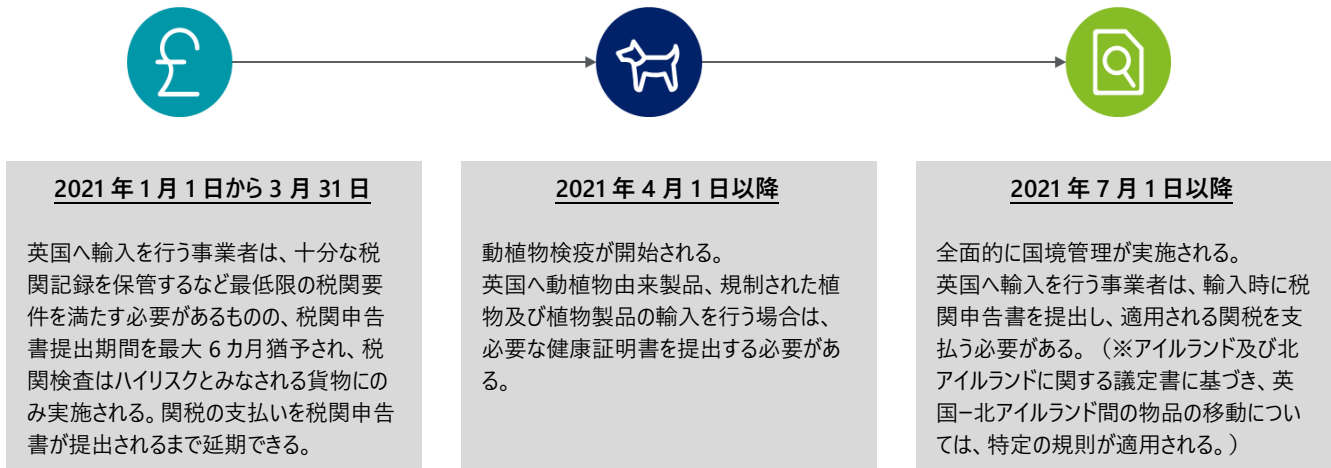
デロイトトーマツ税理士法人

2020年8月11日

Brexit 移行期間終了後、英国の輸入手続きが開始されます

英国への輸入手続き（2021年1月1日以降）

2020年6月12日、英国政府は Brexit 移行期間の延長を行わないことを決定し、EU から英国に持ち込まれる物品に対して 2021年1月1日から段階的に国境管理を開始することを発表しました。英国歳入関税庁（HMRC）は、今後 2 億 500 万件の輸出入通関申告が追加で発生し、5 万人の税関職員が新たに必要となると試算しています。今後の導入スケジュールは下記の通りです。



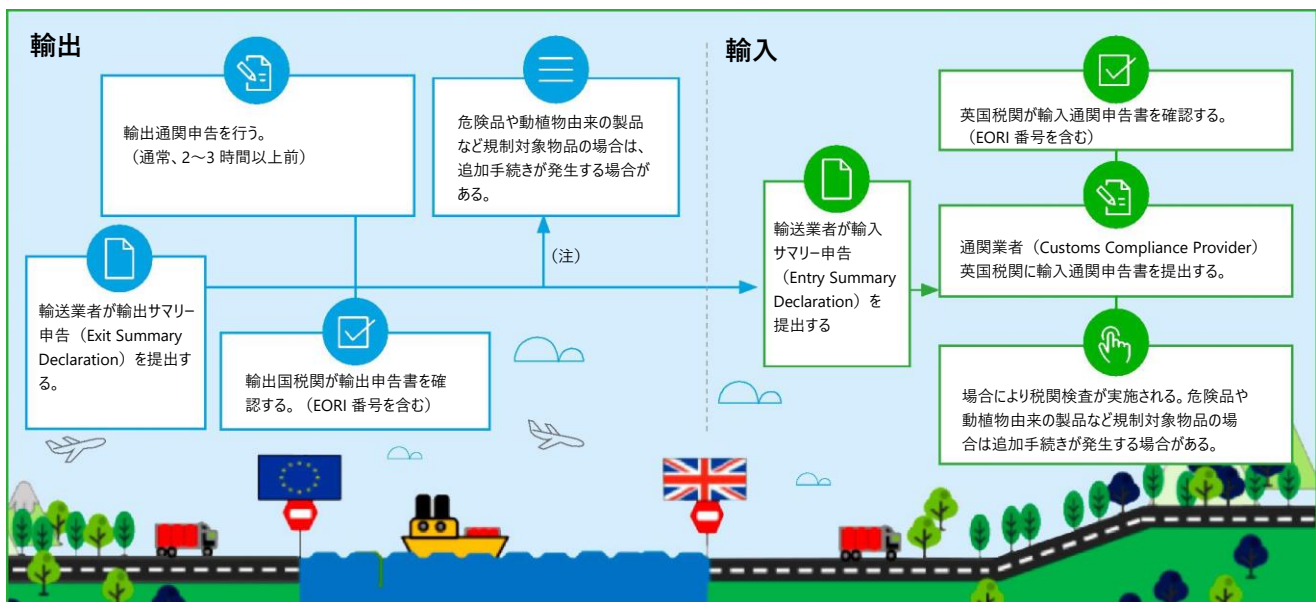
基本情報

Brexit 移行期間終了後、EU から英国への物品の移動は「輸入」になります。これに伴い、以下を念頭に置く必要があります。

- 物品が英国に持ち込まれた場合「輸入」となり、通関手続きにかかる遵守義務が発生する。
- 物品が英国で通常 VAT の対象となる場合、輸入 VAT も課税される。
- 物品が関税の課税対象となっている場合は、所定の関税を支払う必要がある。

EU から英国へ輸入を行う事業者は、英国税関に通関申告書を提出することが義務付けられます。事業者が通関申告書を提出する際、事業者が代わって申告書を作成・提出する通関業者（Customs Compliance Provider）を指名します。通常、申告書の提出にかかる費用は申告 1 件あたり£15 から£55 になりますので、該当する事業者はそのコスト増を考慮しておく必要があります。

■ 英国の通関プロセス（EU から英国へ輸入する場合）



英国輸入者として確認すべき重要項目

輸入を行う事業者が確認しておきたい項目を以下の通りまとめました。Brexit 移行後に向けて一度チェックしてみてください。

| 輸入業務体制の確立 | |
|--|--|
| 英国の EORI（Economic Operator Registration and Identification）番号を取得する。 | |
| 税関申告書に記載する情報を収集する体制を確立する。（例：製品分類、価格、原産地など） | |
| 輸入申告者を決定する。英国に法人がない事業者は、代理人（Indirect Representative）を任命する必要がある。 | |
| 必要に応じて、通関簡易手続制度（Customs Freight Simplified Procedures）を申請する。 | |
| 関税繰延口座（Duty Deferment Account）及び包括担保（Customs Comprehensive Guarantee）の要件を確認する。 | |
| 通関業者（Customs Compliance Provider）を決定する。 | |
| 輸入貨物にかかる契約条件とインコタームズを見直して、義務とリスクがどこに発生するか明確にする。 | |
| 関税及び関税制度 | |
| 関税支払額を把握する。 | |
| 新たに発生する通関コンプライアンスを遵守するためのコストを把握する。 | |
| FTA における原産地規則を調査し、輸入する物品が特恵関税を適用できるかどうかを確認する。 | |
| 税関手続の特例を活用できるかを検討する。 | |
| 特殊関税措置がサプライチェーンに与える影響を確認する。 （例：ダンピング防止税、相殺関税及びセーフガード） | |
| 関連要件 | |
| 従来 VAT にかかる EU の簡素化措置に依存していた手続を見直す。（英国の VAT 登録要件含む） | |
| 物品税対象物品を英国に輸入する場合は、コンプライアンス要件を確認する。 | |
| 動植物由来製品に対する衛生植物検疫措置のコンプライアンス要件（必要に応じて事前通知、健康証明書及び獣医学的検査を含む）を確認する。 | |
| 規制対象物品を輸入する場合には、コンプライアンス要件を確認する。 | |
| 関税ガバナンス | |
| 通関業者（Customs Compliance Provider）の管理体制を確立する。 | |
| 輸入業務にかかる社内管理・教育体制を見直し、強化する。 | |

通関手続きを簡易化できる制度

Customs Freight Simplified Procedures (CFSP)

通関簡易手続制度 (Customs Freight Simplified Procedures : CFSP) を活用することで、スピーディに輸入することができます。CFSP を利用する場合、通関業者 (Customs Compliance Provider) を通じて、簡易申告書を提出することで関税納付を延期することができ、より詳細な通関申告書 (補足宣言) と猶予されている関税は、輸入した日の翌月第 4 営業日までに提出・納付することになります。これはキャッシュフローの最大化にも繋がります。

CFSP の承認を受ける条件は以下の通りです。

- 英国で設立された事業者である。
- 申請者は、財務的に余裕があり、CFSP を適用する能力がある。
- 金融保証が提示されなければならない。

CFSP の承認プロセスには最大 5 カ月を要します。

AEO (Authorized Economic Operator)

輸出入件数が膨大である場合、AEO (Authorized Economic Operator) 事業者となることで通関手続き上のメリットを得られます。AEO 認定を受けた事業者は、検査頻度の減少など通関の迅速化、及び輸入者に要求される担保の一部免除の優遇を受けることができます。

AEO 事業者になるためには、英国歳入関税庁 (HMRC) に対して適切な輸出入プロセスと管理体制が実施されていることを示す必要があります。AEO 資格は、通関手続き簡素化の優遇を受けるもの (AEOC) とセキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇を受けるもの (AEOS) があり、異なる要件が求められます。なお、この承認プロセスには最大 5 カ月を要します。

税関手続の特例

最終消費地に向かう途中で英国を通過したり、英国外で販売される前に加工や修理のために英国内を移動したりする等、英国宛でない物品が英国内に入る場合があります。また、英国で販売する前に一定期間保管されることがあります。

状況に応じて税関手続の特例を利用することで、関税や輸入 VAT の支払いを削減、延期、または回避することができ、キャッシュフローにプラスの影響を与える可能性があります。

コモン・トランジット・コンベンション (CTC)

コモン・トランジット・コンベンション (CTC) を採択している国が仕向地の場合は、通関手続 (関税の支払を含む) を関税領域への入国地点ではなく、物品の仕出地で行うことが可能になります。例えば、物品がフランスから英国を経由してアイルランドに移動する場合、英国への輸入時に通関手続を行う必要はありません。しかし、英国で物品が荷卸される場合には、その物品を保税倉庫に保管するための税関手続を行わない限り、CTC を使用することはできません。

再輸出加工

英国での加工のために物品を輸入する場合、再輸出加工減免措置を利用して関税の支払いを猶予することができます。(原則として加工後、英国外に輸出する必要があります。)

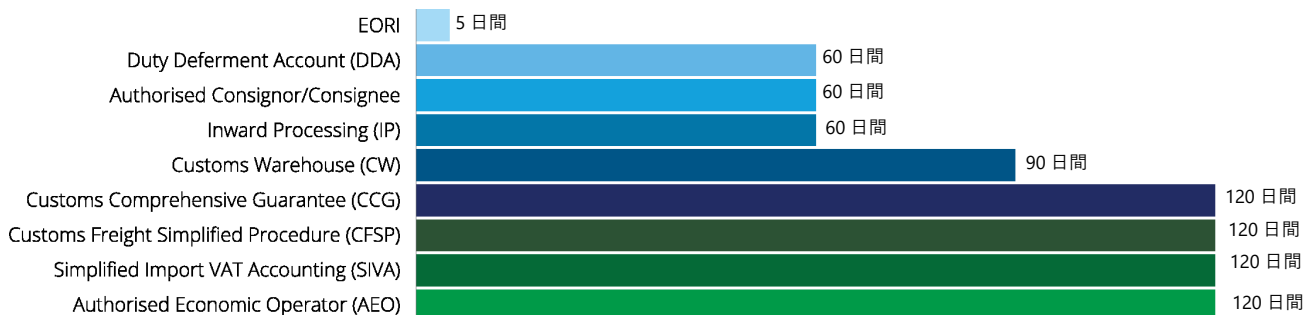
保税倉庫

物品への重大な変更 (重要な保守作業を除く) を予定していない場合は、その物品が必要になるまで保税倉庫に保管できます。物品を倉庫から搬出するまで、関税や輸入 VAT を支払う必要はありません。

上記のような税関手続の特例は、関税の支払いを担保するための、金融保証である包括担保 (Customs Comprehensive Guarantee) を事業者が要求しています。包括担保 (Customs Comprehensive Guarantee) の承認は、税関手続の特例の承認よりも時間がかかる場合があります。英国歳入関税庁 (HMRC) は、移行期間終了時にこの要件を緩和するかどうかを現在検討している段階です。(ただし、移行期間中に行われる申請には包括担保 (Customs Comprehensive Guarantee) が必要です。)

制度・手続き別の HMRC 承認所要時間（目安）

※CCG が必要な手続きはリードタイムが長くなることがあります。



関税額算出に必要な 3 大要素



関税分類

輸入する物品にかかる税率を決定するために使用されます。
英国は特惠関税を適用しない場合に用いる、英国独自の関税率表「UK グローバルタリフ」を公表しました。



申告価格

これにより関税の課税価格が決定されます。申告物品の関税評価は通常その物品に支払われた価格に基づき、輸送費、保険料、ロイヤルティなどの要素によって調整が行われます。グループ企業間での売買の場合、課税価格は取引価格と同様ではない場合があります。



原産地

原産地規則に基づき、関税法上の原産地が決定されます。自由貿易協定の恩恵を受けるためには定められた原産地要件を満たす必要があります。したがって、たとえ英国-EU 間で自由貿易協定が締結されても全ての物品が無税となるわけではありません。

英国へ輸入を行う事業者は関税額の算出に必要な情報を管理する必要があります。
Brexit 移行期間終了後の税関コンプライアンスと適切な関税納付のため、事業者はデータの品質とシステムの構築を目指して早めに対応を開始することが極めて重要です。

通関手続きにおいて考慮すべきこと

英国へ輸入を行う事業者は以下の要素についても考慮する必要があります。

輸入 VAT の支払いと回収

英国歳入税関庁（HMRC）は、2021 年 1 月 1 日から、輸入 VAT の延期会計（postponed import VAT accounting）と呼ばれる新制度を導入する予定です。VAT 登録をしている事業者は、新制度により、輸入 VAT の支払いと（VAT 還付による）回収が可能になり、輸入 VAT の支払いと回収がキャッシュフローに影響を及ぼさないようになることは、企業にとってキャッシュフロー上のメリットとなり得ます。

物品税対象品の輸入

英国歳入税関庁（HMRC）は、物品税対象物品（Excise goods／石油、アルコール、タバコ等）に対する管理を厳格化するため、独自の物品移動管理システム（EMCS）を構築する予定です（物品税対象物品は、英国に到着した際（保税倉庫に保管されるものについては倉庫から搬出する際）、物品税を支払う義務が発生します）。

動植物由来製品の輸入

特定の動物、植物及び関連製品（例：乳又は卵の含有量が高い物品など）には、人、動物又は植物の生命を感染及び疾病の危険から保護するための衛生植物検疫措置（SPS）が適用されます。このような製品を輸入する際は、検疫所への事前の届出等が必要となる場合があります（EU からの輸入については 2021 年 4 月 1 日から適用されます）。

規制対象製品

化学品、化粧品、自動車部品などの規制対象製品は、英国内への輸入にあたり、国内の規制要件を満たす必要があります（今後、さらに追加的な義務が発生する可能性があります）。

Deloitte.

デロイト トーマツ

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人
間接税サービス

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : info.idt-gta@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス : www.deloitte.com/jp/indirect-tax



牧野 宏司 / Koji Makino

ディレクター

間接税サービス

koji.makino@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人 は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人 の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー フォーム や関係法人のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 312,000 名の専門家 については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム およびそれらの関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001